



許可対象廃棄物

- ・廃棄物処理法施行令において海洋投入処分が可能とされている廃棄物
- ・水底土砂で政令で定める基準に適合するもの

について、環境大臣の許可を受けた場合に限り海洋投入処分が可能。

許可手続

イ. 環境大臣に以下の事項を記載した許可申請書を提出。

- a. 氏名、名称、住所等
- b. 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類
- c. 海洋投入処分の実施計画(処分期間・量、排出海域・方法)
- d. 排出海域の汚染状況の監視計画

ロ. 許可申請書には以下の書類を添付。

- a. 海洋環境に及ぼす影響の事前評価結果を記載した書類
- b. 海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないことを説明する書類

ハ. 提出された申請書を縦覧、環境大臣による意見聴取(一か月間)。

ニ. 事前評価結果、提出された意見の内容等を踏まえ、環境大臣が審査・許可。

廃棄物排出の確認

イ. 船舶から実際に廃棄物を排出しようとする者は、事前に排出計画の確認申請書を海上保安庁長官に提出。

ロ. 許可を受けた海洋投入処分の実施計画に排出計画が適合していることについて、海上保安庁長官が確認。